

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年11月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 長岡マーケットモール
所在地 長岡市古正寺町字中割203 外
設置者 福田アセット&サービス株式会社
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の自動車の出入口の位置
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおりに
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおりに
- 3 変更年月日
平成31年10月27日
- 4 変更の理由
市道の拡幅工事に伴い、出入口1、3、4の位置に変更が生じるため。
- 5 届出年月日
平成30年10月26日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成30年11月9日から平成31年3月9日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp